

札幌市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

札幌市男女共同参画センター条例（平成 15 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別		時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間外使用
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	1 時間まで
ホール	全体を使用する場合		13,500円	18,000円	18,000円	39,600円	4,500円
	客席部分を 2 分割し、区分 A を使用する場合		5,300円	7,000円	7,000円	15,400円	1,800円
	客席部分を 2 分割し、区分 B を使用する場合		5,300円	7,000円	7,000円	15,400円	1,800円
出演者控室 1			1,300円	1,700円	1,700円	3,800円	400円
出演者控室 2			1,000円	1,300円	1,300円	2,900円	300円
研修室 1			1,600円	2,200円	2,200円	4,800円	500円

研修室 2		1,500円	2,000円	2,000円	4,400円	500円
研修室 3		1,500円	2,000円	2,000円	4,400円	500円
研修室 4		1,500円	2,000円	2,000円	4,400円	500円
研修室 5		1,700円	2,300円	2,300円	5,000円	600円
大研 修室	全体を使用す る場合	5,800円	7,800円	7,800円	17,100円	1,900円
	3分割し、区 分Aを使用す る場合	1,900円	2,600円	2,600円	5,700円	600円
	3分割し、区 分Bを使用す る場合	2,000円	2,700円	2,700円	5,900円	700円
	3分割し、区 分Cを使用す る場合	1,900円	2,600円	2,600円	5,700円	600円
中研 修室	全体を使用す る場合	3,700円	5,000円	5,000円	11,000円	1,200円
	3分割し、区 分Aを使用す る場合	1,200円	1,700円	1,700円	3,700円	400円
	3分割し、区 分Bを使用す る場合	1,200円	1,600円	1,600円	3,500円	400円
	3分割し、区 分Cを使用す る場合	1,300円	1,700円	1,700円	3,800円	400円
和室 1		900円	1,200円	1,200円	2,600円	300円
和室 2		800円	1,000円	1,000円	2,200円	300円
和室 3		900円	1,200円	1,200円	2,600円	300円

和室 4	900円	1,200円	1,200円	2,600円	300円
和室 5	1,000円	1,300円	1,300円	2,900円	300円
洋和裁室	2,200円	2,900円	2,900円	6,400円	700円
工芸室	3,000円	3,900円	3,900円	8,600円	1,000円
特別会議室	1,700円	2,300円	2,300円	5,000円	600円
多目的室	2,400円	3,100円	3,100円	6,900円	800円
OA 研修室	2,100円	2,800円	2,800円	6,200円	700円
料理実習室	6,300円	8,300円	8,300円	18,300円	2,100円
健康スタジオ 1	3,800円	5,100円	5,100円	11,200円	1,300円
健康スタジオ 2	3,100円	4,200円	4,200円	9,200円	1,000円
音楽スタジオ 1	2,500円	3,300円	3,300円	7,300円	800円
音楽スタジオ 2	2,600円	3,400円	3,400円	7,500円	900円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定（ホールの項全体を使用する場合の目、大研修室の項全体を使用する場合の目及び中研修室の項全体を使用する場合の目に係る部分に限る。）及び附則第 5 項の規定 令和 7 年 1 1 月 1 日

(準備行為)

2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日又は前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表（ホールの項全体を使用する場合の目、大研修室の項全体を使用する場合の目及び中研修室の項全体を使用する場合の目を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日

までの間に、ホール全体と出演者控室1又は出演者控室2を同時に使用する  
場合における当該出演者控室1又は出演者控室2の使用料については、な  
お従前の例による。

- 5 改正後の別表（ホール項全体を使用する場合の目、大研修室項全体を  
使用する場合の目及び中研修室項全体を使用する場合の目に限る。）の規  
定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料に  
ついて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

男女共同参画センターの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定  
するため、本案を提出する。